

## 令和7年度 第3回 阪南市総合計画審議会 要旨録（案）

日 時：令和7年11月13日（木） 9：30 ～ 11：30

場 所：阪南市役所 3階 全員協議会室

出席者：別添委員名簿のとおり（欠席者：2名）

---

### 事務局

- ・阪南市総合計画審議会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを確認。
- ・会議の公開に関する指針に基づき、審議会は原則公開。また、会議の議事録はホームページにて公開させてもらう。傍聴者は3名。

### 1. 開会

- ・定刻に開会

### 2. 議事

会長：

- ・案件1の総合計画中期基本計画として、前回の第2回審議会(9/26)で議論した基本目標1～3に続いて、本日は、基本計画の基本目標4～6について、章ごとに意見交換を行う。
- ・第2回審議会以後の主な動き等について、事務局から報告をお願いする。

### ○報告事項

- ・事務局より、【資料0】の概要版に基づき、次の4点について説明。
  - ・(1)これまでの主な動き[参考資料1]
  - ・(2)市長と小学生との意見交換(子どもの参画)[参考資料2-1, 2-2]
  - ・(3)第2回総計審の主な意見[参考資料3]
  - ・(4)今後の主なスケジュール[参考資料1]

#### (1) 総合計画中期基本計画（基本目標4～6）について

##### ○基本目標4～6の見直しの視点

- ・【資料0】に基づき説明。

事務局（企画課）：

- ・進め方・まとめ方については、第2回審議会(9/26)で示したとおり、以下の3点を中心に進める。
  - ・基本目標にある各施策の修正は、国や大阪府の動き、第3期総合戦略との整合をはかっている。
  - ・施策の検証に基づく見直しとして、前期計画策定以降の「社会情勢の変化」や「国及び大阪府の動き」を踏まえた見直しや、前期計画期間中の「主な成果」と「主な課題」を踏まえた見直し、実現可能性を十分に考慮した目標設定等を踏まえて、中期計画（素案）を作成している。特に、目標値については、挑戦的な目標設定となっている指標もあり、外部評価委員会からの意見として、実現可能性を十分に考慮した設定の見直しも行っている。また、指標に

については、前期計画の指標の進捗を踏まえ、達成度や今後の目標を踏まえて変更している。前期計画の指標の進捗状況一覧は参考資料4のとおり。

- ・新たな施策の追加として、第1回審議会（7/24）で報告したが、国際化の進展などに伴う社会情勢の変化に対応するため、新たな施策として、第4章に「施策4-7（仮称）国際交流及び多文化共生推進」を追加することで関係課と調整を進めている。参考資料は5から7になり、以前に設定していた国際交流や国際化に関する施策を今回改めて施策として設定したもの。また、第3期総合戦略のデジタル化・DX化の取組みとして、「施策6-1 柔軟な行政経営の推進」にスマートシティに関する内容を包含して、タイトルを「柔軟な行政経営とスマートシティの推進」としている。

#### ○基本目標4～6の主な変更点 [資料1-1～1-3]

- ・【資料0】に基づき説明。

事務局（企画課）：

- ・見直しの視点を踏まえて変更し、素案をまとめた。変更箇所は下線で示している。
- ・指標の進捗状況は、参考資料4のとおり。

#### ○基本目標4

- ・【資料1-1】に基づき説明。事前の質問とその回答は【資料2-1】のとおり。  
（該当施策「4-1. 就学前教育・保育の充実」「4-2. 学校教育の充実」「4-3. 生涯学習の推進」「4-4. 歴史・文化の保存と継承」「4-5. 生涯スポーツの振興」「4-6. 人権が尊重される社会の形成」「4-7. （仮）多文化共生の推進」）

#### ○基本目標5

- ・【資料1-2】に基づき説明。事前の質問とその回答は【資料2-2】のとおり。  
（該当施策「5-1. 観光の振興」「5-2. 商工業の振興」「5-3. 農業の振興」「5-4. 漁業の振興」「5-5. 雇用・就労支援の充実」「5-6. 自然と共生するまちづくり」「5-7. 安全な水辺空間の形成」「5-8. 魅力的な街並みと快適な住環境づくり」「5-9. 公共交通と自動車交通との融合の実現」「5-10. 都市基盤の形成と維持管理」）

#### ○基本目標6

- ・【資料1-3】に基づき説明。事前の質問とその回答は【資料2-3】のとおり。  
（該当施策「6-1. 柔軟な行政経営とスマートシティの推進」「6-2. 施策展開のための人材の育成支援・確保」「6-3. 健全な財政運営」）

## (2) 意見交換

会長：

- ・序論と基本計画の基本目標4から6について、章ごとに意見交換をしていく。

### ○基本目標4

会長：

- ・基本目標4の内容について、意見交換させていただく。何か質問・意見等があったら発言をお願いする。

委員：

- ・「4-6. 人権が尊重される社会の形成」の部分、令和7年1月に「阪南市子どもの権利に関する条例」が施行され、前期の基本計画にあった「4-2. 学校教育の充実」のワンアクションが削除されたが、そのあと、中期基本計画に、この条例をどのように推進し根付かせていくのか明記されていない。もともと学校教育課が担当していた内容が人権推進課に移ったためと考えられるが、総合計画の最重要目標として「子どもの権利が守られ、子どもの参加のまちづくり」が掲げられているにも関わらず、実際の施策に反映されていないのが問題である。

また、既存の差別問題（部落差別・障がい差別・外国人差別等）と「子どもの権利」は性質が異なるため、単に人権啓発の一部に含めるのでは不十分であり、本来は、子どもの教育分野で、項目として取り扱うべきではないか。阪南市として、この条例の趣旨を踏まえ、計画の中に具体的な取組を明確に位置付ける必要があるのではないかと思う。

会長：

- ・子どもの権利の部分というところが今の書き方からはなかなか見えないということで、事務局として現時点で分かる範囲のことがあればお願いします。なければ、担当課に返してもらいようにお願いしたい。

事務局（企画課長）：

- ・事務局としては、子どもの権利条例を総合計画中期計画の素案にどう反映するかについて、担当課の考えをまだ把握できていない。いただいた意見は担当課へ確認し協議させていただく。

会長：

- ・人権教育は、子どもには学校教育、大人には生涯学習の中で、重要なテーマとして扱うべきであり、実際にその内容がしっかり盛り込まれているか確認する必要がある。

別の件になるが、生涯学習の場でも専門家を招いて人権について議論されているが、学校現場では、人権を「思いやり」など感情面の話に矮小化しがちである点が問題視されている。本来、人権、ヒューマンライツは数えられる具体的な権利であり、子どもの権利も明確に列挙できるはずである。権利を具体化することで、必要な対策も明確に見えてくるため、その点を改めて検討すべきである。担当課への確認をお願いする。

副会長：

- ・学校現場では、人権に関する取り組みが国語部会や人権部会などで共有され、大阪府レベルか

ら各校レベルまでさまざまな集会や報告が行われている。しかし、人権教育の内容を教育担当部局だけで取り決められるものでもない。人権部局に移ったとしても、教育委員会の体制も踏まえ、学校指導基準や取組内容を総括的に考えていく必要があるのではないかと感じている。

- ・市長が小・中学生の意見を聞いたことは情操教育や地域愛の醸成につながり評価できるが、その意見が計画にどう反映されるのかが不明確である。子どもの遊び場不足など具体的な課題もアンケートで示されているため、計画の課題整理の中で、子どもの意向やアンケート結果がどのように活かされたかを示すべきであり、反映できる部分は追記してほしい。

会長：

- ・総合計画の中期基本計画の冊子には子どもの意見を参考資料として載せる方針だが、せっかく聞いた意見は可能な範囲で政策や施策にも反映すべきであり、担当課と連携し検討してほしい。また、小・中学生からの実現困難な要望（例：大型ショッピングモール）に対しては、その理由を丁寧に説明して返すことも教育上重要である。

委員：

- ・国が掲げる「こどもまんなか社会」と同様に、阪南市も「子ども子育てまんなかのまち」をめざしており、子どもの意見を聞いたのであれば、実現可能なものは施策に反映し、子どもの社会参画につなげるべきではないか。また、子どもの権利を守るのは学校だけでなく、家庭・地域・すべての大人であり、市民全体に浸透させる必要がある。そのためにも、総合計画の中に子どもの権利や人権を根づかせる取り組みを明確に位置づけてほしい。

会長：

- ・阪南市には、保護者が学ぶ機会が多いのか。

委員：

- ・私が所属している NPO では、子どもの権利に関する講座やセミナーを継続的に開催し、学校にも周知しているが、一般の保護者の参加は非常に少ない。市主催の関連講座も年に 1~2 回程度で、保護者が学ぶ機会は限られていると感じている。

会長：

- ・質問した理由として、公共施設の運営経験から、近年は子どもが危険な行動をしても保護者が注意しないケースが増え、公共心が親から子に伝わっていないと感じているためである。これは子どもの問題ではなく親の問題ではないかという意見もあり、保護者世代の学びや教育が重要だと考えている。NPO だけに任せず、市として市民の意識向上をどう図るかを検討し、計画の中に反映できる部分があれば盛り込んでもらえたらと思う。

委員：

- ・子どもが公共の場で騒いでも親が注意しない背景には、親自身が忙しく、育児を周囲と共有する機会が非常に少ない現状がある。現在の親は働きながら孤立して子育てをしており、定期健診や保健師との交流も乏しいため、相談先や適切な叱り方を学ぶ場が不足している。その結果、

親は自分が受けた育てられ方以外の方法を知らず、叱られた経験がないことから、子どもを叱ることができないまま育ててしまう場合がある。さらに、若い親は忙しさや孤立感から、支援団体を利用する余裕すら持てないのが実情である。私自身も健診で心ない対応を受けて落ち込んだ経験があり、育児しやすい環境づくりの重要性を強く感じている。

また、若い世代は赤ちゃんと接する経験が少なく、親になって初めて戸惑うことも多い。学生の頃から子育てにつながる教育を行い、親と子どもが気軽に相談できるオープンな場を整えることが重要である。こうした「親育て」と「子育て」の両面を支える環境が充実すれば、地域に子育て世代が増え、より住みやすい街づくりにつながるのではないかと。

会長：

- ・これは今、保護者の話になっているが、すべての施策に対しても同様で、起きている問題に対して対症療法的に対応するのではなく、その根本原因を踏まえ、総合的に施策を組み合わせる進めることが重要だという指摘である。すべての施策をその観点から再検討すれば、より良いものになると期待しているので、よろしく願います。

委員：

- ・「4-7. (仮) 多文化共生の推進」の部分だが、外国人との交流を進める前に、双方が互いの文化や地域について学ぶ機会を設けるべきではないか。事前知識があれば交流時の誤解や問題を防ぎやすい。また、市民団体だけでなく、将来的には外国人自身が地域住民との橋渡し役として活躍できる人材を育てることも重要だと思う。

会長：

- ・日本と外国では多文化共生に対する考え方は大きく異なっている。日本社会は単一文化を前提に「外国人にどう馴染んでもらうか」を重視しがちだが、本来変わるべきは地域社会の側であり、多文化を受け入れる土壌づくりが必要だと思っている。どんな人でも受け入れられる社会を地域がつくることで、真の多文化共生が実現すると期待している。

委員：

- ・東京の事例として、夜まで働く家庭の子どもが安心して過ごせるよう、公民館のような施設を夜9時まで開放し、スポーツや学習支援を行う仕組みがある。阪南市では夜間に子どもや大人が集まれる場所が不足しており、放課後の居場所づくりが必要ではないか。こうした環境を整えないと、子どもがコンビニ前などで時間をつぶすしかなくなるため、地域で支える場の整備を進めるべきだと思う。

事務局（企画課長）：

- ・阪南市の公民館は平日9時から22時まで、日曜は17時まで開館しているが、貸館予約が必要のため自由に部屋を使えるわけではない。ただし、指定管理者の工夫によりロビーを居心地の良い「居場所」として活用する取り組みが進められている。今後は他の公共施設でも同様の活用ができるか検討していくにあたり、参考にさせていただく。

委員：

- ・公民館は予約が必要で大人向けになりがちのため、子どもが気軽に利用できる「子ども公民館」のような場所があってもいいのではないかと考えている。体育館を使いたい子どもなどのニーズを受け入れられる場があれば、子どもたちが安心して活動でき、利用も広がると考えている。

委員：

- ・市長と小中学生との意見交換・交流会はとてもよい取り組みだと思っている。ただ、市内の小中学生向けの外国人児童への日本語支援活動に関わる中で、外国人の子ども同士や日本人の子どもとの交流会がほとんど行われていない。交流会を実現することで、子どもたちがお互いの頑張りを知り、学ぶ機会となるほか、新しく転入してくる外国人児童への参考にもなる。先生の努力や子どもたちの取り組みを広く知ってもらいたい意味でも、市長とこうした交流会の実施を望むので、検討をよろしく願います。

事務局（企画課長）：

- ・委員からの提案について、現時点で具体的な実施時期や方法は約束できないが、総合計画に多文化共生の施策を位置づけることで、事業として実現可能になる可能性がある。担当課は未定だが、市全体の課題として受け止め、検討していく。

会長：

- ・こうした学びや交流の場は、市役所や教育委員会だけでなく、地域団体や各種団体も含めて多く設けるべきである。例として、大阪市のある地域では、自治会が新しく入学する障がいのある子どもの親を対象に、既に学校に通う先輩親から話を聞く機会を10年以上提供している。こうした取り組みを地域全体で広げることで、住民が安心して暮らせる環境が整うと考えられる。市役所からの呼びかけも期待されているものである。

委員：

- ・日本語クラブの年1回の発表会では、発表者や指導者、家族が中心で、市民の見学者はほとんどおらず、広報や認知度が十分でない。学校関係者や友人もあまり参加しておらず、外国人の子どもたちの発表や学びの機会が地域に十分伝わっていない状況である。自治会や地域団体との連携を進め、こうした発表や学びの場の認知を広げることが重要であり、子育て支援など地域活動ともつながる可能性があると思っている。

委員：

- ・中学生や高校生から選抜して年1~2回「子ども市議会」を開催し、市長が主導して中継すれば面白いのではないかと考えている。

委員：

- ・「4-1. 就学前教育・保育の充実」について、中期基本計画では、乳幼児期における非認知能力の育成が重要とされている。ただ、これをこども園や幼稚園、保育所の取り組みとして反映する際、教職員の資質向上に含まれているかどうか疑問。指標として「保育業務支援システムの利用者満足度」が設定されているが、非認知能力や教職員の資質向上の評価が反映されていないのではないかと考えている。乳幼児教育では「非認知能力育成」が具体的に評価・反映されているか。

- ・「4-3.生涯学習の推進」の施策では、「子どもから高齢者まで、豊かな学習環境の実現」とあるが、老朽化施設の問題や公共施設削減の中で、地域ごとに学習の機会が担保されるかが課題。ワンアクションの学習機会の充実や学習情報提供などの施策に、地域ごとの学習環境確保が含まれているかどうかの確認が必要ではないか。生涯学習では「地域ごとの学習機会確保」が施策にどう含まれるか。

事務局（企画課長）：

- ・「4-1.就学前教育・保育の充実」では、保育・幼児教育における教職員の資質向上として、教職員だけでなく行政職員も研修を受けるが、その研修効果を客観的に測定することは非常に難しい。そのため、今回の資料では研修成果を指標化するのではなく、議論や考慮を踏まえて提示されていると理解している。
- ・「4-3.生涯学習の推進」については、生涯学習分野の体制整備として、指標は、文化センター・図書館・公民館で実施している既存事業を対象としている。今後の公共施設の見直しを踏まえた評価ではないことを理解いただければと思う。

会長：

- ・公共施設の総合管理計画は策定しているか。計画を策定している場合、方針に基づき施設の集約化を行っているか。

事務局（企画課長）：

- ・すでに公共施設の総合管理計画（施設マネジメント計画）は策定している。この計画に基づき、施設の集約化などの方針が進められている。
- ・公共施設の総合管理計画では、国の基準に基づき、公共施設の床面積削減目標を設定している。現時点では具体的な統合スケジュールなどのアクションプランはまだ策定されていないが、本市としては公共施設の効率化は喫緊の課題であり、行財政構造改革プランの中で「公共施設のあり方検討」として今後取り組む予定である。

会長：

- ・アクションプランが実効的に機能すれば、これまでの計画や意向も実現可能であり、現場の先生方には社会の変化や非認知能力の育成手法を取り入れ、計画を具体的に展開してほしいと思う。また、教育手法の多様化の観点では、大学の先生によるある著書を例に、日本と海外の作文教育の違いが示されており、日本型教育は他者の気持ちに寄り添うことを重視する一方、アメリカ型は論理的な主張を重視するため、幼少期には日本型教育を基礎とし、中学以降に論理的文章教育を段階的に取り入れることが有効とされる。こうした新しい手法や知見を先生方が学び、自身の教育に活かすことは、社会の変化に対応する上で重要であり、従来の経験だけに頼らず、学びの機会を増やす必要がある。要するに、社会や教育の変化に対応するため、アクションプランの実効性を高め、現場の先生方が非認知能力育成や多様な教育手法を学び取り入れることが重要である。

## ○基本目標5

委員：

- ・「5-1. 観光の振興」について、イベントの自発的開催だけでなく、外部からのイベント誘致も数字目標として設定することで、交流や阪南市の認知度向上につなげられるのではないか。

事務局（企画課）：

- ・イベント周知については、観光関連だけでなく市民協働のイベントも含まれるため、担当部局が複数に分かれることから、情報の記載方法について検討させていただく。

委員：

- ・高齢者の交通手段として自転車だけでなく、免許返納後のシニアカーや電動三輪車、車椅子など幅広い移動手段に対応できる専用道路や自転車道の整備が望ましい。道幅や設計はこれら多様な乗り物が通行可能な規模にすることで、高齢者の自立や自由な移動を支援できるよう検討してほしい。

会長：

- ・担当課に返してもらおうようお願いする。

委員：

- ・街歩きやウォーカブルシティの推進については、現状の街の歩道が狭く、人がすれ違いにくいため、実現は難しい。歩きやすいのは市役所前や尾崎駅前の一部のみであり、計画やウォーカブルシティを説明する場合は現実に即して正確に行う必要があると思う。

会長：

- ・道路基盤が弱く全面的な改修は難しいため、歩車分離にこだわらず、歩行者と車が共存できる「ソフト施策」を検討することが有効ではないか。オランダ発の「シェアードスペース」の考え方のように、分離せず互いに注意し合うことで交通事故を減らす実績があり、国交省も狭い道路での導入を進めている。従来のハード施策だけでなく、交通対策と連動した柔軟な方法を考えていただければと思う。

委員：

- ・海外ではよく目にするが、市街地の信号前にハンプ、スピード・バンプを設置すると、車が自然に減速するため、安全性が高まるのではないか。

会長：

- ・シェアードスペースでは段差などを設置せず、道路利用者の意識で安全を確保する方式を採用しており、国交省もこの方式の推進を進めているため、具体的な導入方法について情報を入手していただき、どういう形でできるか検討いただければと思う。

副会長：

- ・交差点にハンプやスラローム型の道路構造を設けるなど、歩行者と車が共存できる「共存道路」

の考え方をもとに、阪南市においても立地適正化計画の中心市街地や都市機能誘導区域ではウォーカブルな、歩きやすいまちづくりを進めるべきである。そのうえで、ウォーカブルシティをめざすのであれば、歩行速度と車の速度の違いによる景観や風景の体験も考慮し、市民や企業も参加した、きめ細やかなまちづくりのデザインを行うことが重要ではないか。

- ・阪南市の大規模公園は「わんぱく王国」のみ。府営のせんなん里海公園は指定管理者制度により管理者が定期的に変わるため、他の所管の公園と本市計画やイベントを連携させる際には工夫が必要で、計画に書く場合も表現に注意する必要がある。

会長：

- ・担当課と連携をお願いする。
- ・また、基本目標5は施策数が多く、その連動性が重要となるため、全体としてどのように結びつけて進めるかを検討してほしい。

委員：

- ・観光業界にいる立場から、基本目標の内容自体は妥当だが、多数の項目を「点」で終わらせず、「線」や「面」としてつなげて戦術や具体策を考えていただきたい。また、わんぱく王国とせんなん里海公園の2施設だけを指標とするのは不十分で、携帯電話の位置情報などデジタル技術を活用したにぎわいの検証方法も取り入れるべきではないか。

会長：

- ・三重県伊賀市では、DXを進め、専門人材を配置し、携帯電話の位置情報で中心市街地の人流を365日把握しているが、推計値の精度が低く、実測値より大幅に多くなる問題がある。そのため、このデータを活用する際は、実測値と照合しながら精度を調整し、過信せず適切に評価する仕組みが必要である。

委員：

- ・AIカメラを活用すれば、駅前などに数台設置するだけで通行人数や方向、年齢層まで実測に近い形で把握できるため、にぎわいの確認は比較的容易に行えるのではないかと思う。

副会長：

- ・携帯電話の位置情報は「契約者年齢」でしか把握できず、子どもの利用実態が分かりにくい上、期間ごとの取得に費用がかかるという課題がある。また、公園利用者数は直接カウントが難しいため、駐車場台数から推計する方法が一般的で、実際の利用状況は概算で把握している。

会長：

- ・ビッグデータを活用する際は、携帯電話情報だけに頼らず、さまざまなデータを組み合わせて活用すべきである。市が独自に調査を行う必要もないため、適切なデータ活用方法を検討してほしい。

## ○基本目標6

委員：

- ・現在示されている「スマートシティ」の捉え方は本質からずれている。本来のスマートシティとは、マイナンバーカードやスマホ操作を住民が理解していなくても、自然にデジタルの恩恵を受けられる“誰にでも優しい仕組み”であるべきだということ。  
また、スマートシティ化には経済面やスタートアップとの連携が重要であり、市役所内だけで完結させようとせず、外部の専門家や企業の手を受け入れる「窓口」や「仕組み」をまず整えるべきだ。

会長：

- ・スマートシティではないということか。あるいは、スマートシティであるならばもう少し内容を充実してほしいということか。

委員：

- ・資料に示されたスマートシティの解釈が根本的に誤っている。本来のスマートシティは海外の先進事例のように、街全体の仕組みとしてデジタルを自然に活用できる都市であり、「高齢者のデジタルデバイド」などとは別次元の概念である。現在の市の方向性はスマートシティの本質からずれており、定義やめざす姿を根本から見直す必要がある。

会長：

- ・意見は理解した。事務局で情報を入手できることや、国の方針が示されることがあるので、そのあたりの整理と再検討をお願いします。

委員：

- ・スマートシティ推進と同時に、ノウハウやスキルを身につける必要があるとのことで、スマホ教室のような取り組みで市民が相談員になるのは基本的な操作習得には有効だが、新しいアプリの導入や応用的な使い方まで支援するには不十分である。より高度なデジタル活用支援は、市民に任せるだけでなく、行政が主体となって進めるべきではないか。

事務局（企画課）：

- ・本市では、スマートシティ推進計画やデジタル田園都市構想総合戦略を策定し、行政としての役割を整理している。デジタルデバイド対策としては、市民活動センターや通信事業者と連携し、スマホの使い方講座を実施中で、今後さらに活動を広げていければと考えている。

委員：

- ・財政非常事態宣言は解除されたものの、消滅可能性自治体としてはまだ残っており、市民に不安を与えている。また、泉南地域の再編や南大阪構想の検討など、地域の勢力や合併に関する提案も含めた要望をしておく。回答は必要ない。

会長：

- ・平成の大合併から20年以上経つが、合併後うまくいったという例はない。周辺市町村が取り残

される状況もある。そのため、緩やかな広域連携の方が効果的であり、今後は広域連携の拡充が望ましいのではないかと。

委員：

- ・人口減少や財政が厳しいという状況を改善するために計画があると思うが、現在の目標や数字で本当に十分か疑問がある。現状目標に加え、もう少し上を目指すことも検討すべきではないか。

会長：

- ・目標値の設定方法について、以前の審議会で説明があったが、行政評価として外部評価委員会の委員から「もう少し現実に届く値にすべき」と指摘があった。大きな話ではなく、バランス論だと思うので、再度検討していただければと思う。

委員：

- ・予算の使い方について、県外や地元以外の業者に多く発注しており、税収が外部に流出している。これを是正するため、できる限り泉州や阪南市内へ発注先をリスト化し見直すべきではないか。

委員：

- ・広域連携はどこの施策に入るのか。私の実家も、過去の合併で中心部だけが栄え、周辺が過疎化している現状がある。そのため、広域連携については、市民がメリットやデメリットを理解するための学びの場が必要だと考える。また、総合計画には広域連携に関する内容を明記すべきだと思う。

会長：

- ・施策としては「6-1. 柔軟な行政経営とスマートシティの推進」になる。
- ・行政経営の観点から、国の「自治体戦略 2040 構想研究会」では、人口減少や財政の厳しさを踏まえ、自治体単独でのサービス提供や施設運営は難しくなるため、圏域単位での施設共同利用やサービス共同提供などの連携を進めるべきと示されている。泉南地域でもすでに連携が進んでおり、総合戦略にはその内容や拡充の方向性を盛り込むべきだという話も進んでいる。
- ・阪南市での AI の活用状況はどうか。

事務局（企画課長）：

- ・本市でも、生成 AI は、企業との包括連携協定に基づき、導入されており、各職員が文書作成など日常業務のニーズに応じてすでに活用を開始している。

会長：

- ・生成 AI はスマートシティやオンライン化の一環として活用可能で、業務内容や学校教育にも大きな変化をもたらす可能性があるため、そろそろ大規模な活用を検討すべき時期に来ているのではないかと考えている。文部科学省でも、中央教育審議会でも、外国語教育の目的を再考する議論が始まっている。技術の進歩で同時通訳が可能になったため、言語習得だけでなく、異文

化理解の重要性に立ち返るべきであり、教育委員会もその点を検討いただければと思うし、全国的な先進的な取組を参考にして判断できるようになればよいと期待している。

- ・前回と今回で全ての基本目標を確認したので、次回 12/19 の第 4 回審議会は、全体を取りまとめた修正版を提示する。それをもとに議論・修正を重ねた上でパブリックコメントに移行する予定であり、参加者には次回までに提示される 6 つの目標を読み込み、意見を出していただければと思う。

### (3) その他

事務局（企画課長）：

- ・事務連絡
  - ・参考資料 3「令和 7 年度 第 2 回 阪南市総合計画審議会（9/26） 要旨録（案）」について、修正等あれば、次回の審議会（12/19）までに事務局へ連絡をお願いする。
  - ・第 4 回目の日時は、令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 2 時から、場所は阪南市役所 3 階全員協議会室にて開催させていただくので、よろしく願います。

会長：

- ・今回は、事務局より案内のとおり 12 月 19 日になるので、またご出席いただき、様々なご意見を賜りたい。事務局からの資料の事前送付・作業依頼により、ご準備いただきたい。それでは、本日の審議회를終了させていただく。

### 3. 閉会

以上